

恭仁京跡の条里地割について

吉本昌弘

はじめに

和泉、播磨、近江など畿内周辺諸国の条里が、ほぼ郡単位に方位を異にするのに対して、畿内四国に広範に広がる大規模正方位条里は、畿内制の成立となんらかの関係を有するかのよう感じさえ与える。ところが、それがいつ、どのように施行されていったかについては、いまだ不明な点が多い。ただ大和の京南条里については、平城京のプランとの関係から、その施行が平城京造営と深く関連することが指摘されている¹⁾。大和の例のように、都城が営まれた地域では、少なくとも次のような点に関して、ある程度の検討の余地があるものと思われる。(1)都城プランとの前後関係、(2)都城に先行するとすれば、都城プランといかなる関係をもつか、(3)廃都後、いかにして条里に復されていったか。以上の点について前稿²⁾では、長岡京跡の条里地割について検討を試みたが、本稿では恭仁京跡と考えられる地域について、同様の検討を試みたい。

条里地割の検討にあたっては、次のような約束をすることにした。つまり2,500分の1国土基本図上に1町方格のメッシュをかけた場合、2ミリつまり5メートル以上方眼からはずれずるものは、おそらく条里地割と考えられる場合でも、ここでは考慮の対象からはずして条坊関係地割と混同することを極力避け、条里の原プランをできるだけ忠実に復原するということである。そのような態度で臨まなければ、極めて精巧にプランされたと考えられる都城との関係は導き出せないだろうと考えるからである。

恭仁京は周知の通り、天平12年(740)末からわず

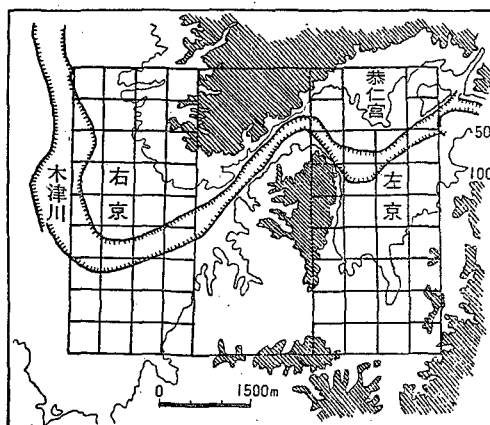


図1 恭仁京復原図(足利健亮原図)

か3年間の短命な都であったが、『続日本紀』にみえる「遷_二平城二市於恭仁京_一」(天平13年8月)、「班_二給京都百姓宅地_一。從_二賀世山西道_一、以東為_二左京_一。以西為_二右京_一」(天平13年9月)等の記事により、条坊の整備もある程度進んでいたことが知られる。そのプランについては、すでに足利健亮³⁾の研究により、ほぼ明らかにされてきたところであり(図1)、本稿も概ね氏の復原に従っている。

その京城を広く覆う条里地割について、まず、恭仁宮の置かれた左京城から検討してみることにする。

I 左京地区の条里地割

左京の属する加茂地区にみられる条里地割は、N1°Wの方位をもつて、沖積平野部をほぼ全域にわたって覆い、木津川の北岸と南岸の条里地割は、東西線、南北線ともに、みごとに整合する(図2)。また、宮の置かれた木津川北岸の下位段丘面においても、断片的ながら見出すことができる。つまり、廃都

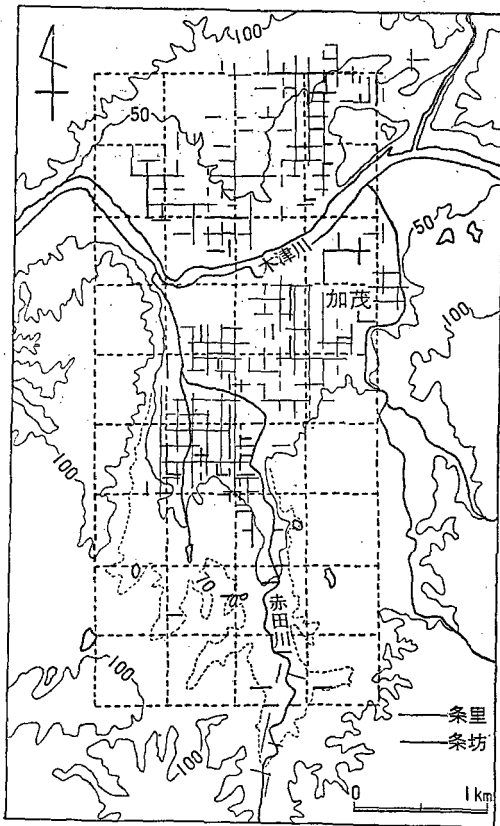


図2 左京域の条里地割分布

後、宮域にも条里地割の施行がおよんだことになり、朝堂院および内裏部分で顕著な遺構を発掘し得ない⁵⁾のは、おそらく条里施行にあたって、遺構の破壊が著しかったものと想像される。ただ、大極殿の発掘により、その中軸線が西へ1°ばかり振れることが確かめられており、その延長線は、足利氏が指摘している朝堂院南辺の応天門から宮城南辺の朱雀門に至る歩道跡にあたると思われる、掘り込みの中心を通り抜けることになり、これが恭仁京大内裏の中軸線、すなわち左京の中軸線にあたるものと考えられる。この中軸線の方向は、条里地割の南北線の方位と一致するばかりか、条里地割の坪界線、谷岡武雄の条里復原によると、里界線そのものにも一致することが特に注目される。谷岡氏がすでに「恭仁京は条里の界線を基準として経営されたことになる」と

述べているが、少なくとも恭仁京の中軸線を南北の基準線として加茂地区の条里が施行されたことは、言い得るであろう。さらに東西の基準線であるが、痕跡が明瞭な北京極大路の中心線と条里の坪界線が一致するため、加茂地区のほぼ北端に位置する北京極大路が基準になったものと考えられる。

このように、恭仁京廃都後、その条坊に従って条里地割が施行されたことはほぼ確かめ得るが、この条里地割が、そのまま恭仁京造営以前にも存在したものであるか否かが問題となる。このことについては、大極殿の東西および南北の中軸線がともに界坪線にあたること、足利氏の指摘にあるように、本来正方位であるべき宮および京の条坊がN1°Wの傾きをもっていることは、既存の条里地割を利用したの⁸⁾と考えるのが妥当であろう。従って、朱雀大路中心線および北京極大路中心線は、おそらく既存条里の坪界線を用いたことが察せられるが、現存条里地割の広がりをもそのまま恭仁京以前の状況と考えるのは早計であろう。というのは、南京極線の北と南とは地割方向に明瞭な違いがあり、南側に認められるN10°Eの条里地割が、一部北側へも続くことが注意されるからである。恭仁京造営以前、加茂地区の南部には、赤田川河谷の傾斜に従ったN10°Eの条里地割がある程度広がっており、廃都後、京域に属した部分のみが、主要条里の地割方向に改められたのではないかとする足利氏の考え方が最も適当である⁹⁾と考える。ともあれ左京域では、恭仁京造営以前から、すでにN1°Wの条里地割が卓越していたものと考えられる。

II 右京地区の条里地割

さて、右京の場合はどうであろうか。検出された条里地割は、図3のごとく、左京域に比べて極めて複雑な分布状況を示す。第1点は、木津川北岸の条里地割の傾きはN1~2°Eで、南岸のそれとほぼ同じであるが、両者の東西線、南北線はともに不整合で

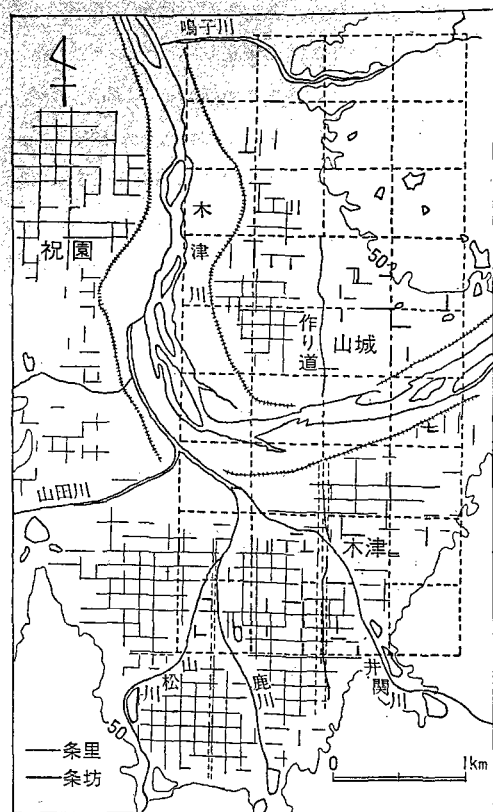


図3 右京域の条里地割分布

あること。第2点は、南岸の条里地割に、南北に幅84メートルと23メートルの2本の余剰帯、東西に幅15メートルの余剰帯が存在することである。条里計測の結果ではきわめて精巧な原プランが復原できるので、これらの余剰帯は、それなりの意味をもつものと理解すべきであろう。

そこで、まず最初に、これらの余剰帯の存在意味について考えてみたい。図4の余剰帯Aは、足利氏¹⁰⁾のいう「作り道」、すなわち左京の中心線にあたりとされる道路状窪地帯を含むことになる。さらに、その幅員は84メートル、すなわち28丈で、延喜式の規定「朱雀路廣廿八丈」にみごとに一致し、平城京跡で確認された朱雀路築地心々距離¹¹⁾ともほぼ一致する。ところで、朱雀路北端の朱雀門は宮城南辺の中央に位置したはずであるから、恭仁京の場合、朱

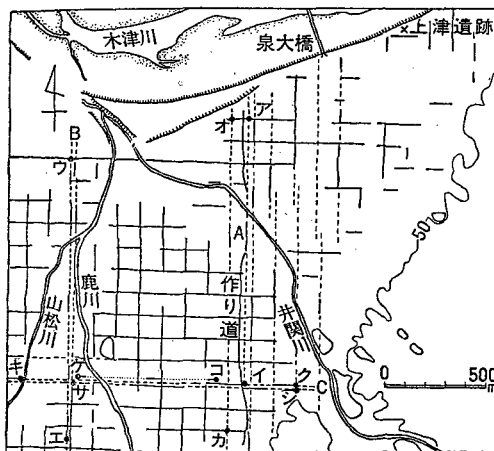


図4 木津地区の余剰帯

雀大路は左京中心線ということになり、その痕跡もわずかながら土地割によって知ることができる。ところが朱雀大路への入口にあたる羅城門の位置は、左京南部が山地にかかるため、右京中心線の南端以外には考えられず、右京中心線にもう1本の朱雀大路を想定することがきわめて自然ということになる。従ってこの余剰帯は、「もう1本の朱雀大路」そのものであるとの考えに導かれるのであるが、あまりに話ができすぎていると思われるので、疑問点を取り出してみた。その第1は、左京の朱雀大路が条里の坪界線を基準にしていると考えられるのに対し、右京の朱雀大路は何を基準としているのか。足利氏が右京中心線にあてた「作り道」の窪地帯は、余剰帯中心線よりも東へ35メートルばかりずれる、という点であり、第2は、朱雀大路幅が余剰帯として残ったのであれば、東西築地線が条里施行の際の基準線となったはずであるが、果たしてそのようなことがあり得たのか、という点である。

まず、朱雀大路の基準線についてであるが、2通りの解釈が可能である。その1は、やはり「作り道」であつたと考えることである。この「作り道」は、すでに指摘されているように大和の「中ッ道」の延長線にあたり、¹²⁾中ッ道自体が、仮称「コナベ越」へ通ずる、飛鳥・藤原京時代の北陸・東山道として

設置されたとみられるところからすれば、「作り道」はその時期からの、きわめて重要な幹線路であつたとみられる。その痕跡を南北にたどれば、中ツ道のような直線路ではなく、かなりルーズな屈曲がみられるが、よく注意すれば、その屈曲は決して84メートルの余剰幅からはみ出すことなく続くことに気がつく。しかも、コアザ「東作り道」と「西作り道」の境界は、余剰帯中心線とほぼ一致する。これらのことから推測すると、現在に残る「作り道」の痕跡は、廃都後の朱雀大路を利用して、その幅員内でつけられたものであって、恭仁京造営以前には、中ツ道と同様の直線路が、余剰帯の中心線にあたる位置に通じていたものと考えられることができる。よって、右京の朱雀大路は、これを中心線として設けられたと解釈することも可能となる。

その2は、余剰帯の解釈と関係する。その位置は、余剰帯の中心線を基準としても、足利氏のいう窪地帯を基準としても、右京条坊の西二坊坊門小路からわずかに西へずれるため、条坊との関係を求めることは困難である(図4)。その余剰幅は23メートルで、余剰帯の余剰幅84メートルと合わせると107メートルという数字になり、1町(109メートル)とはなほだ近似することが注目される。従って、この数値を1町と仮定して解釈するならば、余剰帯Aの東辺アーイと余剰帯Bの西辺ウーエとの間には、もともと8個の坪が並んでおり、ウーエ以西の条里地割と整合していたことになる。そして廃都後に、朱雀大路の西築地線オーカを基準に条里地割の割りつけがなされたために、もとの条里地割との間に余剰帯Bが生じたということになる。ただ、この余剰帯の西側の2坪が京域内に属するにもかかわらず、京域外の条里地割と整合していることに関しては、あるいは、ここまで完全に条坊の整備が至っていなかったものと考えられる。以上のような解釈に立てば、余剰帯Aの東辺アーイは既存条里の坪界線にあたり、この坪界線を基準に西へ28丈の朱雀大路幅がとられ

たということになる。この線はまた、谷岡氏¹³⁾の復原によると、相楽郡条里の七条と八条との界線にあたることも、左京の中軸線が条里界線にあたることと共に注目され、朱雀大路がのちに条里呼称の基準線になったものと考えられる。

次に、築地線をもって、条里施行の際の基準線にあてることがあり得たか否かであるが、余剰帯Cが右京南京極線にあたるため、これについて検討してみることとする。その幅員は15メートル、すなわち5丈で、延喜式の規定「南極大路十二丈、羅城外二丈、路廣十丈」のうち、築地心々は路廣十丈にあたるから、そのちょうど半分ということになる。この5丈の余剰帯をキークを軸線として北へ折り返してみると、これに一致する地割線ケーコが認められ、この地割線と、余剰帯南辺の坪界線サーンとの間が、幅10丈の南京極大路の路広とみなされる。この推定が正しいことは、推定南京極大路中心線キークを基準に平城京のプランに従って北へ割りつけた条坊の、五条大路の1町北の小路にあたる北側溝の位置で、東西溝が発掘されたことから伺える。この南京極大路の中心線を西へ延長すると、右京域外で条里の坪界線と一致するため、これが恭仁京造営以前の坪界線であり、それを南京極大路の中心線、つまり基準線としたものと思われる。その5丈南サーンが京南における条里地割の坪界線であるから、廃都後、南京極大路の南築地を基準線として、京南の条里地割が施中されたことになる。また、余剰帯北側の京内に属した範囲の条里地割が、南京極大路の北築地ケーコではなく、中心線キークを基準としているのは、京域外に残された条里地割との不整合を避けたためと考えるとよいであろう。ここでもやはり、余剰帯の北辺および南辺が条里の里界線にあたっている。¹⁵⁾

以上の検討によって、余剰帯Aを右京の朱雀大路と推定する際の疑問は解消されたものと考えられる。従って、筆者の推定に誤りがないとすれば、右京域は、足利氏の復原案より西へ35メートルずれることにな

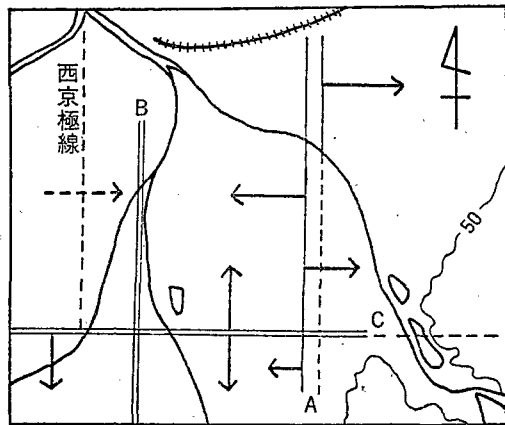


図5 木津地区における条里再施行の方向

る。

また次の点も明らかになった。すなわち、恭仁京造営以前に、木津地区にも、その基準となり得る条里地割が存在したこと。廃都後は、朱雀大路および南京極大路を基準に、図5のごとく条里地割に復されたことである。

次に木津川北岸山城地区の条里地割についてみることにする(図3)。先述したように、南岸のものは不整合であり、南岸の条里地割が右京条坊と深い関連を有するのに対し、北岸のものについては、そのような関連は見出し難い。ただ、右京西一坊大路中心線が南北の坪界線とほぼ一致するため、廃都後、これを基準線として条里地割が施行されたと考えることも可能である。この地域の条里地割で特に注目されることは、木津川をへだてた西岸の条里地割と、東西線、南北線ともに整合することである。しかも西岸の祝園地区にみられる条里地割は、南北線に関して、北部のものがほぼ正方位であるのに対し、南部のものは $N2^{\circ}E$ と不整合である。山城地区のものは、このうち南部のものと整合関係にある。この不整合の原因を施行単位の違いに求めるのは、木津川を介しながら整合関係にある地割が存在するため困難であり、次のような解釈が可能であろうと思われる。つまり、山城地区と祝園地区南部は、現

在の土地利用においても福地が卓越する自然堤防地帯である。かかる土地条件のもとに条里地割が連続するのは、きわめて特殊で、他の地区と同様に、恭仁京造営前から存在した地割であるとの速断はひかえるべきであろう。むしろ、廃都後、他の地区が条里地割に復されるのと同時に、あるいはそれより遅れて、開発を目的とした条里地割施行が行われたと考えるべきではなからうか。

おわりに

以上の検討によって、ほぼ当初の目的は達せられたと思われる。要約すれば、恭仁京は既存の条里地割を基準に造営されたものであり、廃都後、条里地割に復するにあたり、左京ではほぼ旧状に戻されたのに対し、右京では条坊を新たな基準となしたのが対照的である。

恭仁京造営前の条里地割の施行期については、明らかにするところはなかったが、大和の中ツ道の延長にあたる「作り道」が条里地割にのらないことから、中ツ道創設の時期、つまり推古期を溯らないことは、ほぼ確かであろう。今回の検討からは、それ以上のことは言えないのであり、今後の研究に期待するところである。

余剰帯については、これまで「道代」として、古道の復原に利用されてきたが、¹⁷⁾「道代」と考えるのが困難な場合も、実際には多く存在する。今回の検討では、条里再施行法との関係から、余剰帯に条坊跡との意味づけをすることができた。長岡京跡においても、北京極大路と考えられている位置に余剰帯が存在し、¹⁸⁾前稿では「道代」と解釈したが、あるいは恭仁京跡と同様の解釈も可能であろうと思われる。大胆な臆測に終始せぬよう心がけたつもりであるが、そのきらいなしとは言えない。諸賢の御叱正をいただければ幸いである。

末筆ではあるが、恩師谷岡武雄、足利健亮両先生に感謝の意を表したい。(宝塚市立高司中学校)

〔注〕

- 1) 秋山日出雄「条里制地割の施行起源」(『日本古文化論攷』1970)
- 2) 吉本昌弘「長岡京域の条里地割について」長岡京(長岡京跡発掘調査研究所), 14, 1979
- 3) 足利健亮「恭仁京の歴史地理学的研究第1報」史林, 52—3, 1969
足利健亮「恭仁京の京極および和泉・近江の古道に関する若干の覚え書き」社会科学論集(大阪府大), 1, 1970
足利健亮「恭仁京域の復原」社会科学論集(大阪府大), 4・5, 1973
- 4) 池田碩, 植村善博『南山城地形分類図』1979
- 5) 京都府教育委員会『恭仁宮跡調査概要』1974～79
- 6) 足利健亮「恭仁京の歴史地理学的研究第1報」史林, 52—3, 1969
- 7) 谷岡武雄『平野の開発』古今書院, 1964, 25～37頁,
- 8) 足利健亮「恭仁京の京極および和泉・近江の古道に関する若干の覚え書き」社会科学論集(大阪府大), 1, 1970
- 9) 足利健亮「恭仁京域の復原」社会科学論集(大阪府大), 4・5, 1973
- 10) 奈良市教育委員会『平城京朱雀大路』1974
- 11) 前掲 6)
- 12) 前掲 8)
- 13) 前掲 7)
- 14) 木津町教育委員会『上津遺跡Ⅱ』1978
- 15) 前掲 7)
- 16) 岸俊男「大和の古道」(『日本古文化論攷』1970)
- 17) 木下良「空中写真に認められる想定駅路」びざん(美術文化史研究会), 64, 1976
日野尚志「南海道の駅路」歴史地理学紀要, 20, 1978
吉本昌弘「摂津国有馬郡を通る計画古道と条里」歴史地理学会会報, 104, 1979
- 18) 前掲 2)